

資産形成DB手当給付規程

社会福祉法人伸康会

第1条（目的）

この規程は、当法人に勤務する者の将来の生活と現在の生活の充実を目的とする資産形成DB手当について定める。

第2条（対象者）

この規程の適用者は、法人に勤務する者のうち、満70歳未満の厚生年金被保険者である者（以下、「対象者」という。）とする。

第3条（資産形成DB手当）

資産形成DB手当の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 資産形成DB手当の月額、別表に定めるとおりとする。
- (2) 対象者は、資産形成DB手当の全部または一部について、退職金として受け取る（以下、「退職金積立」という。）を法人に申し出ることができる。
なお、退職金積立の申し出は、次の時期に限るものとする。
 - ア. 法人に採用されたとき
 - イ. 法人に採用された日の翌日以後、最初に到来する3月1日
 - ウ. 法人に採用された日の翌日から1年を経過した後、最初に到来する3月1日
 - エ. 法人に採用された日の翌日から2年を経過した後、最初に到来する3月1日
- (3) 前号の退職金積立の月額は、資産形成DB手当月額の範囲のうちから、1,000円以上かつ千円単位で、対象者が法人に申し出て、法人がこれを認めた額とする。
- (4) 法人は、第1号の資産形成DB手当月額から、前号の退職金積立の月額を控除した額を、月例給与に上

乗せ支給する。

第4条（退職金積立の額の変更）

退職金積立を法人に申し出た対象者による資産形成DB手当に関する退職金積立の額の選択は年2回（3月、9月）とし、変更を希望する者は、変更月の前月までに法人に対して申請を行うものとする。
ただし、退職金積立の額を0円に変更することは認めない。

第5条（確定給付企業年金の実施）

法人は、退職金積立額累計額を退職金として支給することを目的として、確定給付企業年金制度を実施する。

2. 確定給付企業年金制度の加入者は、第3条第2号の申し出をし、法人が承諾した対象者とする。
3. 確定給付企業年金制度の掛金および給付の算定の基礎となる給与は、第3条第3号の額とする。
4. 第2項の加入者が、休職、育児休業または介護休業する場合には、休職等開始日に加入資格を喪失し、復職日に加入資格を再取得するものとする。

第6条（確定給付企業年金の給付）

確定給付企業年金の給付に関しては、確定給付企業年金規約に定めるところによるものとする。

第7条（確定給付企業年金制度）

確定給付企業年金制度に関してこの規程に定めのない事項については、確定給付企業年金規約および確定給付企業年金法、その他関係法規によるものとする。

第8条（規程の改廃）

この規程は、関係諸法規の改正および社会経済情勢の変化などにより必要がある場合には改廃することができる。

附則

- 1. 本規程は、2023年1月1日に施行する。
- 2. 本規程の施行に伴い、2023年1月1日で在籍する第2条に定める対象者である者は、次の時期に限り、退職金積立を申し出ることができる。
 - ア. 2023年1月1日（制度施行日）
 - イ. 2023年3月1日（制度施行日の翌日以後、最初に到来する3月1日）
 - ウ. 2024年3月1日（制度施行日の翌日から1年を経過した後、最初に到来する3月1日）
 - エ. 2025年3月1日（制度施行日の翌日から2年を経過した後、最初に到来する3月1日）

別表

[資産形成DB手当]

資産形成DB手当は、以下の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

区分	資産形成DB手当月額
常勤理事	年間報酬を12で除した額×20%
職員（パートタイム労働者等を除く）	基本給×20%
パートタイム労働者等	賃金（1ヶ月分）×20%